

議案第24号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月9日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

犯罪被害者等への見舞金の支給に関し、個人番号の独自利用事務の追加を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
執行機 関	事務	執行機 関	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理であって規則で定めるもの	4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理であって規則で定めるもの
(新設)	(新設)	5 市長	<u>犯罪被害者等支援条例(令和7年勝山市条例第13号)による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
5 教育 委員 会	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	6 教育 委員 会	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理であって規則で定めるもの
---------	---------------------------------------

7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理であって規則で定めるもの
---------	---------------------------------------

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(新設)	(新設)	(新設)
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	犯罪被害者等支援条例による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍法(昭和22年法律第224号)による戸籍の記載事項に関する情報(以下「戸籍関係情報」という。)であって規則で定めるもの
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報又は戸籍関係情報であって規則で定めるもの

5 教育委員会	子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	6 教育委員会	子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの			住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの	7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。